

今後の望ましい電気事業制度の詳細設計に関する中間報告（案）

平成15年11月7日
基本問題小委員会事務局

はじめに

本年2月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」（以下「電気事業分科会報告」という。）では、今般の電気事業制度の見直しについて、エネルギー政策基本法に定める基本方針に則り、エネルギーの安定供給の確保と環境への適合を図りつつ、需要家選択肢の拡大を図ることが必要とされている。

本年6月に成立した改正電気事業法の主施行日である平成17年4月1日までの間に、新たな電気事業制度の在り方を詳細に検討し、改正法の円滑な施行を行うため、第15回電気事業分科会において、「電気事業制度の詳細設計に関する検討課題」が示され、同分科会基本問題小委員会において検討を行うこととなった。

今回の制度改革では、平成17年4月の全面施行を前に、段階的に自由化範囲の拡大を行うため、本小委員会としては、平成16年4月から実施される高圧500kW以上の需要家に対する自由化範囲拡大に向けて解決すべき課題及び平成17年4月の全面施行に向けて相当の準備を要すると考えられる課題について、優先的に検討することとしたところである。その上で、それらの課題以外については、引き続き、市場環境整備ワーキンググループ及び系統利用制度ワーキンググループにおいて検討を進め、今年度中に結論を得ることとする。

よって、今回の中間報告案においては、優先的に検討した課題を中心にとりまとめ、分科会に報告することとする。

詳細設計案

1. 中立機関（送配電等業務支援機関）の制度設計

送配電分野における設備形成、系統アクセス、系統運用、情報開示等については、従来、一般電気事業者が自主的にルールを策定し、運用し、公表することにより対応してきた。小売自由化範囲を拡大し需要家の選択肢を実質的に確保すると同時に、引き続き安定供給を確保するという命題を達成するために、一層の公平性・透明性を確保することが必要であり、電気事業分科会報告においても、この点が確認されているところである。このため、専門性・自主性を最大限に発揮することのメリットを活かしつつ、行政による意思決定手続等の公平性・透明性のチェックの下、

- 流通設備の形成や系統アクセス、系統運用、情報開示に関するルールの策定
- これらのルールに基づく系統利用者と一般電気事業者の送配電部門との間の紛争のあっせん・調停
- 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気事業者に対する指導・勧告その他の業務
- 送電線空容量等の系統情報公開システムの開発・運用
- 卸電力取引市場において成約した取引、地域間をまたがる広域取引、地域間連系線運用・混雑管理に係る連絡調整（現在中央電力協議会において行われている該当業務については、中立機関に引き継がれる。）
- 地域間連系線整備計画に係る調整のための情報及び便宜の提供
- 送配電等業務の円滑な実施を支援するための調査及び研究並びに広報（供給信頼度評価（長期需要・供給力見通し）、各種統計の作成・公表（給電年報等）、電力系統に関する調査研究等）

等の送配電等支援業務（以下「支援業務」という。）を運営していく機関として、中立機関（送配電等業務支援機関）制度を創設することとし、本年6月に成立した改正電気事業法においても、この点が法的に担保されたところである。

この機関は、申請に基づき全国に1ヶ所に限り経済産業大臣が指定を行うこととなっているが、本年12月の関係条項の施行に向けて、指定に当たっての判断の基準等を明らかにすることが必要であることを踏まえ、以下の事項につき検討を行ってきた。

- 中立機関の組織構成及び中立機関の意思決定メカニズム
- 中立機関の業務
- 中立機関ルールとして定めるべき事項
- 行政の関与

なお、上記のように、小売自由化範囲を拡大する中で需要家選択肢を確保しつつ、安定供給を確保するためには、送配電部門の一層の公平性・透明性を確保する必要があることから、今般の事業制度改革において、中立機関制度を創設することとなったことにかんがみ、中立機関の設立、支援業務の運営に当たっては、プロセス等の公平性・透明性は何よりも重視されるべきである。

(1) 中立機関の組織構成及び中立機関の意思決定メカニズム

中立機関制度の実効性を確保するためには、実質的に電力市場参加者の公平な判断が担保され得るような会員・理事構成、議決権の配分等が不可欠である。

中立機関の組織形態

例えば、中間法人のように、営利を目的とせず、構成員の議決権を定款で定めることができる法人形態をとることが必要である。

中立機関の構成員

機関の参加者となるべき手続、要件が定款において定められていること及び当該手続の透明性が担保されていることが不可欠である。また、当該手続又は要件により、不当に特定の系統利用者の参加を阻害することのないことが担保されるべきである。

送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることから、機関の参加者には系統利用者が広く含まれることが適切である。また、利害関係を有する、一般電気事業者、特定規模電気事業者及び卸電気事業者・系統に連系している自家用発電設備設置者等からなる利害関係者3グループと中立的な立場にある学識経験者の4グループから構成される(参加者をこれら4つにカテゴリー化する)ことを定款において定めることとする。

また、後述の意思決定との関係もあり、利害関係者3グループにおいては、各グループごとに相当程度の事業者の参加があることが必要である。学識経験者については、経済学、法律学、電気工学の各分野から原則として1名以上の参加があることが必要である。

中立機関の総会の意思決定メカニズム

機関の総会における議決権配分の方法は、総会運営手続及び意思決定等の公平性を担保する観点から、一般電気事業者、特定規模電気事業者、卸電気事業者・系統に連系している自家用発電設備設置者等及び学識経験者グループの各グループの議決権に偏りが生じない方法、具体的には、各グループの議決権総数が等しいことが定款において規定されていることが必要である。

中立機関の理事会の意思決定メカニズム

機関に求められる業務内容等にかんがみ、機関の理事総数は15名以内であるべきである。中立機関において理事会を設置し、機関が行う業務として総会により授権された事項に関する意思決定を行うこととする。理事会での意思決定に当たっては、各理事に

それぞれ一票の議決権を付与し、投票を行い多数決により議決することとする（重要な議決についてはこれによらない場合もあり得る。）。理事は、各グループを代表するのではなく、あくまで中立的に判断することが必要である。

利害関係者間の公平性の観点から、上記における利害関係者3グループの理事の人数はそれぞれ同数であることが必要である。また、学識経験者の理事は、元来、組織自体の中立性が強く求められていることにかんがみ、単一の利害関係者グループから選出される理事と比べて多数であるべきである。

以上については、機関の定款又は規程に明記されるべきである。

理事長については、学識経験者の理事の中から選出することを基本とすることが適切である。また、最低一名、法人を代表すべき理事を選任し、このうち少なくとも一名、機関が行う業務に精通した者が常勤する体制とすることにより、日々の業務の迅速かつ適確な運営がなされることが必要である。なお、中立機関の制度が合議制であることを考えると、強い責任権限を持った長が必要であることから、常勤する理事は理事長とすることが望ましい。

支援業務を行うに当たっての組織基盤

電気事業法上、中立機関においては、支援業務を行う上での経理的基礎、技術的基礎を保持していることが求められているが、具体的には、以下のような点が担保されるべきである。

(a) 経理的基礎

機関においては、機関が行う支援業務を実施するために適切な水準の基本財産及び運転資金が確保されていることが必要である。また、規程を整備し、機関の構成員からの運営費（会費）が適切に集められる仕組みを有していることが必要である。

また、運転資金調達方法、借入金の返済計画の確実性、経営の堅実性・効率性等、支援業務を健全な状態で長期的に継続できるだけの財政面での確実性を有することが必要である。

さらに、経理を行うに十分な人員の確保及び業務体制が整っていることが必要である。

(b) 技術的基礎

役職員が、機関が行う支援業務を実施するにあたり十分な技術的知識・経験等を有すること及びこれら役職員の配置が、指定申請時の実施計画に記載されている事項を円滑に実施するために適切であることが必要である。

次に、指定申請時の実施計画に記載されている事項を円滑に実施するのに十分な施設及び設備を有し、又は賃借等により整えていることが必要である。併せて、機関が保有又は賃借等により利用する施設及び設備の管理責任者が選任されること或いは選任されることが確実であることが必要である。

支援業務に関連して使用する情報提供及び連絡調整のための情報処理システムは、効率性・セキュリティにも配慮しつつ、技術革新等に適切に対応できるよう十分な拡

張性が兼ね備えられていることが必要である。

評議会

中立機関においては、学識経験者からなる中立者以外には、利害関係者として系統利用者のみが参加者となっている。このため、利害関係者から独立した視点から中立機関の業務全般をチェックし、高く広い見地から必要な提言を行うための場として、評議会を設置することが必要である。評議会においては、需要家、学識経験者等から広く意見を聴取できる体制を整備することが必要である。評議員は、選定プロセスの透明性にも配意しつつ、総会にて選定することが適切である。このため、会の設置、評議員の構成及び選定プロセス等が定款及び評議会を運営するための規程において定められていることが必要である。また、選定に当たって、需要家等と学識経験者とのバランスにも十分に配慮した構成とすることが適切である。

評議会の庶務は機関の事務局が執り行うこととする。これらは評議会を運営するための規程の中で担保されることが必要である。

理事会においては、業務運営に当たり、評議会の意見を参考にしていくこととする。

専門委員会の設置

中立機関の業務に関する意思決定は理事会において執り行われるが、機関の意思決定の中立性、専門性を担保し、理事会における意思決定をサポートするために、専門的事項に関する検討については、専門家の集まる委員会形式を採用していくことは意義あることと考えられる。このため、機関運営上必要に応じて、専門委員会の設置・廃止を決定できることとすべきである。理事会においては、当該委員会設置、委員構成、委員選任プロセス等が定められることが必要であり、定款等においてその旨規定しておくことが必要である。

専門委員会においては、理事会の指示に基づき、特定の事項について、総会で定める当該専門委員会に関する委員会運営規程に基づき調査・検討を行い、結果を理事会に対して、報告し又は必要な勧告を行うこととする。

専門委員会の委員長は、原則として中立者の中から適任者を理事会にて選任する。専門委員会の委員については、基本的には委員長が選任することとし、当該専門委員会の調査・検討事項に対して専門的知見を有する者を、原則として機関への参加者の中から選任するべきである。ただし、専門的調査・検討の観点から、委員長の判断で、必要最小限の範囲で外部の者を特別委員として招聘することも可能とすべきであるが、この場合、当該特別委員と機関との間で協定・契約等の手段により守秘性を担保することが必要である。

中立機関業務の中で、ルール策定、ルールに基づく系統利用者と一般電気事業者の送配電部門との間の紛争のあっせん・調停が、中核的な業務であることにもかんがみ、ルール策定のための専門委員会、ルール監視のための専門委員会が設置されるべきである。この場合、委員会は別に設け、それぞれの委員会が独立して判断を行うことが必要であるが、例えば、ルール監視のための専門委員会において苦情の処理等を議論する場合に、検討に際して必要に応じてルール策定のための専門委員会から適宜ルール検討時

の意図等を確認するなど、両者間の連携・協調が適切になされることが必要である。

専門委員会の庶務は機関の事務局が執り行うこととする。これらは専門委員会ごとに定められる運営のための規程の中で担保されることが必要である。

職員構成

職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要であり、

- 中立機関の職員として支援業務に携わる者が、特別な理由なく特定の利害関係を有する関係者に著しく偏っていないこと。
- 利害関係を有する法人からの出向者として支援業務に携わる者のうち、同一法人からの出向者が多数を占めることにより職員構成に著しい偏りが生じていないこと。

について担保されることが必要である。

なお、職員については、専門性を持ち、利害関係のない人材を確保していくことが望ましい。

(2) 中立機関の役職員の行動規範

役職員（出向者である役職員も含む。以下同じ。）が行う支援業務の公平性・中立性・透明性を確保するため、法令の遵守、中立的判断に関する事項等に関する行動規範を定め遵守していくことが必要である。この場合には、以下のような事項について担保されるべきである。

- 役職員に対する行動規範が、中立機関の理事会等の意思決定機関による決定等の透明性を有する適正な手続をもって定められていること。また、当該規範が、役職員が行う業務の公平性・中立性・透明性を確保するために十分な根拠であること。
- 業務遂行上の法令の遵守、役職員及びこれらの職にあった者が職務上知り得た秘密の保持に関する事項、個人情報保護に関する事項、業務上創造された知的財産の保護が定められていること。
- 特定の利害関係者を代表した行動、特定の利害関係者に対する差別的取扱いが禁止されていること。特に、理事は、各グループを代表するのではなく、あくまで中立的に判断すること、また、利害関係者からの出向職員にあつては、出向元に利益又は不利益をもたらす可能性のある業務に携わることを禁止すること（出向元との単純な接触、会話、出向解除後の関連業務への配置は妨げないものとする。さらに、連絡調整業務等、中立機関ルールに従って行う業務は除くものとする。）
- 倫理的行動に関する事項について規定があること。
- 役職員が職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の目的のために使用した場合のペナルティ等に関することが行動規範又はしかるべき規程により定められていること。
- 役職員であった者が、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益の目的のために使用した場合のペナルティ等に関することが、中立機関と出向元との間で交わされる出

向協定その他の手段により定められていること。

- 理事長及び常勤理事は、中立機関に参加し利害関係を有する一般電気事業者、特定規模電気事業者並びに卸電気事業者・自家用発電設備設置者等との関係を有していないこと。ただし、着任する際に利害関係者の有価証券等を保有している場合には、売却は義務づけられないものの、在任中に売買を行わないことを確保することが必要である。

また、中立機関においては、上記行動規範に加え、役職員が業務を遂行する上で必要となる、職制、給与及び規程に違反した場合のペナルティ等に関する規程が、透明性を有する適正な手続をもって定められるべきである。

(3) 中立機関の業務

前述のとおり、中立機関においては、送配電等業務に関する支援業務として、

- 流通設備の形成や系統アクセス、系統運用、情報開示に関するルールの方策
- これらのルールに基づく系統利用者と一般電気事業者の送配電部門との間の紛争のあっせん・調停
- 送配電等業務の円滑な実施を確保するため必要な電気事業者に対する指導・勧告その他の業務
- 送電線空容量等の系統情報公開システムの開発・運用
- 卸電力取引市場において成約した取引、地域間をまたがる広域取引、地域間連系線運用・混雑管理に係る連絡調整（現在中央電力協議会において行われている該当業務については、中立機関に引き継がれる。）
- 地域間連系線整備計画に係る調整のための情報及び便宜の提供
- 送配電等業務の円滑な実施を支援するための調査及び研究並びに広報（供給信頼度評価（長期需要・供給力見通し）、各種統計の作成・公表（給電年報等）、電力システムに関する調査研究等）

等を行うこととなっている。

上記のうち、中立機関が定めるルールについては「指針」の形で、また、送配電等業務についての電気事業者からの苦情の処理として中立機関が行う業務に係る手続及び実施方法は定款等において定められていることが必要である。また、当該業務と不可分の関係にあるものとして、電気事業者以外の中立機関の参加者からの苦情の処理、当該参加者に対する指導・勧告等の方法、手続も定款等において整備されていることが必要である。系統情報公開システムの運用の手続及び実施方法、情報公開の方法等についても規程等により整備されていることが必要である。

役職員が職務上知り得た秘密の保持に関する事項が行動規範に担保されることに関連して、組織の体制面からも、支援業務に関連する情報の保管、役職員間の伝達又は共有（内部文書交換、共通サーバへのアクセス等）等の管理について規程等により定められていること

が必要である。

これら中立機関の業務の遂行に関する実効性を保つための手段として、中立機関への参加者（法人が中間法人である場合には社員）に対するペナルティ等に関する規定が、定款において定められていることが必要である。

なお、中立機関は、支援業務以外の業務を行うことも想定されるが、この場合には、

- 一人の職員が支援業務と支援業務以外の業務を兼ねて担当することがある場合には、それぞれ担当する業務と、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- 法第97条の趣旨に基づき、支援業務以外の業務に関する経理について、特別な勘定を設け、支援業務に関する経理と区分して整理しているかにつき確認することを定める。この場合において、支援業務とそれ以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理されていること

について担保されることが必要である。

(4) 中立機関ルールとして定めるべき事項

中立機関は、送配電部門の公平性・透明性を確保するためのものであることを踏まえ、定めるルールは、系統利用者間で競合し得る場面である、設備形成、系統アクセス、系統運用及び情報開示をカバーし、適切な計画の下に策定されることが担保されていることが必要である。また、当該指針は、策定後公表されることが不可欠である。また、中立機関が定めたルールのうち、行政が適当と認めるものの要素については、適正な電力取引についての指針、託送供給約款の変更命令発動基準に取り込むこともあり得るものとする。

送配電部門の公平性・透明性確保の観点から、一般電気事業者は、機関の定めるルールに従った詳細ルールを作成し、公表することとする。また、分科会報告にもあるとおり、中立機関がルール設定をしていない部分であっても自らルールを定めるものについては自主的に公開し、公平・透明な取扱いを行っていることを示すことが必要である。

このため、中立機関においても、中立機関ルールに従い各一般電気事業者の送配電部門が定める詳細なルールについて、公表していない場合には公表を求めていくことが必要である。併せて、機関が指針を定めていない部分であっても一般電気事業者の送配電部門が自らルールを定めるものについて、自主的な公開を勧奨するように努めることが適切である。

次に、設備形成、系統アクセス、系統運用、情報開示の各ルールとして定めるべき事項については、例えば、以下の～に掲げる事項に関するものが含まれ、適切な計画の下に策定されることが担保されていることが必要である。また、当該ルールは、機関において策定後公表されることが不可欠であり、大臣指定のための判断基準においても明確に記載を求めることが必要である。

設備形成ルール

当該ルールに含まれるべき事項としては、流通設備計画の策定に関する事項として、例えば以下のとおり。

- 系統増強
 - 電源開発に伴う場合、需要増に伴う場合、系統信頼度の維持対策を行う場合のそれぞれの増強の考え方
- 送配電設備計画策定手法
 - 電力系統構成、設備形成の基本的な考え方
- 系統信頼度評価
 - 系統信頼度評価の考え方（信頼度評価に用いる潮流条件、設備故障時における有効電力、周波数、電圧の維持すべき目標に関する考え方（N - 1基準等））
- 地域間連系線整備計画に係る調整プロセス
 - 参加者の選定、調整の進め方、調整に際しての考慮事項・判断等に係る基本的な考え方

系統アクセスルール

当該ルールに含まれるべき事項としては、発電機側のアクセス、需要家設備側のアクセスに関する事項として、例えば以下のとおり。

- 発電機側アクセスルール
 - 接続検討
 - 回答期限、回答に含まれるべき内容等の標準的な手続に関する事項
 - 接続時の要件
 - 電力保安通信設備等の設置に関する考え方
 - 発電者の設備設計の考え方（電圧変動対策、短絡容量対策、保護装置等）
 - 系統連系可否の判断基準
 - 系統連系を断る場合について定めたルール
 - 工事費負担に関する基本的な考え方
 - 計画変更・撤回時の取扱いに関する基本的な考え方
- 需要家設備側アクセスルール
 - 接続検討
 - 回答期限、回答に含まれるべき内容等の標準的な手続に関する事項
 - 接続時の要件
 - 需要者側の設備設計の考え方（負荷設備の接続、保護装置、高調波対策等）
 - 系統連系可否の判断基準
 - 系統連系を断る場合について定めたルール
 - 工事費負担に関する基本的な考え方
 - 計画変更・撤回時の取扱いに関する基本的な考え方

系統運用ルール

当該ルールに含まれるべき事項としては、系統運用時の供給力確保、流通設備の運用計画策定、給電指令、連系線運用に関する事項として、例えば以下のとおり。

- 系統運用時の供給力確保ルール
 - 系統運用の考え方
- 流通設備の運用計画策定ルール
 - 作業停電の調整、地域間連系線に関する作業調整プロセス
 - 連系線等空容量算定ルール（運用容量、計画潮流、マージンの設定の仕方等）
 - 送電線空容量の公開ルール（通告及び通告変更のタイミングと公表の手続、情報開示項目、地内系統に関する情報開示等の考え方）
 - 混雑管理の考え方
- 給電指令ルール
 - 指令・系統操作に関する考え方（平常時、異常時の運用における給電指令、優先給電指令発動時等の考え方・基準）
- 連系線運用ルール
 - 通告値運用の考え方（連系線等送電計画の通告及び通告変更の連絡ルート、連絡データ項目、タイミング等の業務運行等の考え方）

情報開示ルール

当該ルールに含まれるべき事項としては、例えば以下のとおり。

- 開示すべき情報、セキュリティを確保すべき情報の特定
- 各社ルールの公開の考え方

(5) 行政の関与

行政の中立機関に対する関与は、電気事業法上の規定により、

- 指定申請に基づく機関の指定（全国で1ヶ所に限る。機関を指定した場合には公示。）及び指定の取消し等
- 支援業務規程の認可及び変更命令
- 機関の事業開始後の事業計画、収支予算の受理、事業報告、収支決算の受理
- 事業の休廃止の許可（休廃止を許可した場合には公示。）

となっている。この中で、政府は、中立機関の指定に際しては、本検討結果の内容を踏まえた指定のための判断基準を施行までに策定し、指定申請を行う側にとっての予見可能性を確保することが必要である。この指定基準については、一般への説明責任の観点から、明確な形で示されることが不可欠である。なお、情勢の変化で指定基準自体の変更が必要

なときには、適時適切に対応を行うことが必要である。

次に、指定申請時に必要となる書類、支援業務規程に定めるべき事項は、例えば以下のとおりである。

指定申請時に必要となる書類

省令に定める所定様式に添付すべき書類としては、以下のとおり。(法人の形態によっては相当する書類を提出。)

- 定款又は寄附行為、登記簿の謄本
- 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時の財産目録。
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 支援業務に携わる主な職員の氏名及び略歴を記載した書類
- 法第94条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書
- 支援業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 法第93条第1項第6号に掲げる要件を備えていることを証する書類

なお、設立直後に直ちにすべての支援業務を開始することとはならない場合、確度のある実施計画であることが認められることが必要。仮に計画に照らし、十分な実施状況となっていない場合には、行政による報告徴収、監督命令等の対象となり得ることに留意することが必要である。

支援業務規程に定めるべき事項

- 支援業務を行う時間及び休日に関する事項
- 支援業務を行う事務所に関する事項
- 送配電等業務の実施に関する基本的な指針(中立機関ルール)の策定の方法に関する事項
- 電気事業者に対する指導、勧告の方法に関する事項
- 苦情の処理の方法に関する事項
- 情報提供及び連絡調整の方法に関する事項
- 支援業務の実施体制に関する事項
- 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
- 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

- 上記のほか、支援業務の実施に関し必要な事項（手数料等）

電気事業法上は、上記に加え、以下のような措置を講ずることが可能となっている。中立機関制度の創設の趣旨にかんがみ、その公平かつ透明な運営、市場参加者からの信頼を確保するため、行政側の体制の整備・充実が不可欠である。

- 報告徴収（法第106条第6項）
 - その業務又は経理の状況に関する報告又は資料の提出
- 立入検査（法第107条第7項）
 - 業務の状況又は帳簿、書類その他の物件の検査
- 監督命令（法第99条の3）
 - 支援業務の公正かつ適確な実施の確保のために必要がある場合
 - 支援業務以外の業務に関しては行使できない
- 指定取消し（法第99条の4）
 - 指定基準不適合
 - 欠格事由該当
 - 法定義務違反（変更届出を怠った場合、事業計画等の不提出、区分経理をしなかった場合、許可を受けずに休廃止した場合等）
 - 準則違反（支援業務規程によらず支援業務を行った場合）
 - 命令違反
 - 不正な手段による指定

なお、行政の許認可の条件となるものではないが、法律上、中立機関には帳簿の記載・保存の義務が課せられているが、この場合に対象とすべき事項は、以下のとおりである。

- 基本的な指針の内容及びその策定年月日（改定した場合には改定した指針の内容及び改定年月日）
- 指導又は勧告の内容及び相手方並びにその実施年月日
- 苦情の処理の内容及び相手方並びにその処理年月日
- 情報提供の内容及び相手方並びにその実施年月日
- 連絡調整の相手方及び内容並びにその実施年月日
- 調査及び研究の名称並びにこれらの実施年月日

2. 卸電力取引市場の制度設計

卸電力取引市場については、電気事業分科会報告（平成 15 年 2 月 18 日）において、一日前スポット市場及び先渡市場を私設・任意の取引所として創設することとされている。

事業者による電源の調達、自己保有又は長期相対契約によるものが中心と考えられるが、卸電力取引市場は、その市場価格が投資判断の参考指標として機能し、将来の需給ミスマッチ時に比較的容易に電力の調達・販売先を確保する機能により、自己保有、長期相対契約のみでは補えない投資リスクのマネジメント機能を補い、自己保有、長期相対契約を補完するものである。この位置づけを踏まえ、卸電力取引市場の整備は当該市場に期待されている指標価格の形成、需給ミスマッチを解消する販売・調達手段の充実といった事業者のリスクマネジメント機能を十分に発揮し得るようなされるべきであり、かかる観点から検討が行われることが適当と考えられる。

電気事業分科会報告において、卸電力取引市場は、「参加者平等の組織形態」、「オープンな参加資格」、「透明公正な手続」及び「公正なルール」に基づく中立性が担保された法人によるものとされている。さらには「基本的な市場設計」として、一日前市場及び先渡市場について、市場参加要件の最小限化を図ることも記載されているところであり、これらの点を踏まえた検討がなされるべきである。

また、先渡市場の商品設計については「参加者のニーズに対応した商品設計」とすることが電気事業分科会報告にも記載されており、このような観点からの検討が必要である。

(1) 卸電力取引市場に適用されるルール

卸電力取引市場については、少なくとも最終的には現物の供給を伴う現物取引の場とし、需要家が直接参加することはない卸取引の場とする。また、卸電力取引市場は電気事業分科会報告のとおりオープンな参加資格とし、できるだけ参加資格や取引に関する制限を少なくすることが基本であり、多様な参加者が自由な取引を行えるルールを採用することが望ましい。仮に、参加資格や取引量についてやむを得ず、例えば安定供給の必要から、制限を課す場合には、十分に合理的な理由が存在し、必要最小限の制限である必要がある。

なお、沖縄に関しては、他の系統から独立し、市場規模が小さく、十分な取引量が見込めないことから、今般の卸電力取引市場の整備に関しては当分の間、対象外とする。

(2) 十分な取引量の確保のための措置

投入についての考え方

第 13 回電気事業分科会において、一般電気事業者の投入についての考え方として、「電力としては、取引所設立当初には、自社需要の供給力確保や系統全体の需給バランスの維持など安定供給の確保等を大前提に、経済合理性に基づき、例えば、数日間で立ち上げ可能な電源、短時間で起動し出力増が可能な電源については、市場へ投入すべく最大限努力する。」

との意見が一般電気事業者の委員から表明されているところであり、この発言をもって、

各一般電気事業者からの卸電力取引市場創設初期における先渡市場及びスポット市場への投入についての考え方の表明がなされたと見なすこととする。

実績投入量(マクロベース)に係る統計値の公表

卸電力取引市場における取引の有効性が確保されるためには広く当該市場が信頼を得ることが必須であり、参加者の取引の匿名性への影響にも留意しつつ、情報提供における透明性を高めることが重要である。このため、スポット市場の毎日30分ごとの実績投入量データについて、市場全体の投入量(合計値)として広く一般に公表することが適当である。また、公表の時期については、問題は正に求められる機動性と市場操作の懸念について比較検討した上で設定することが適当である。

先渡市場については、基本的に市場参加者は卸電力取引市場の画面上において投入状況を把握することが可能であると考えられる。

事後検証の方法

「十分な取引量の確保」の事後検証については、各社ごとの投入実績量の情報なしには実施できないが、卸電力取引市場は私設・任意の市場として設立されることから、卸電力取引市場の外部の機関がこの情報を強制力をもって徴収することは困難と考えられる。したがって、卸電力取引市場の中に設置する専門の委員会によって、一般電気事業者が表明した考え方と実際の各一般電気事業者の投入量の関係を検証することにより卸電力取引市場における取引の有効性についての事後検証が行われることが適当である。なお、同専門委員会の委員には利害関係者は含まれるべきではなく、守秘義務を課した上で、中立的な学識経験者によって構成されることが適当である。

当該専門委員に対しては、卸電力取引市場から取引量に関する情報を提供することとし、表明された考え方に基づき投入されていない等の疑義が生じた場合は、卸電力取引市場に対しさらに詳細な投入量に関する情報の提供を求め、必要に応じ関係者からの報告を聴取した上で、問題が存在する場合には報告をまとめ、事業者名を含めこれを公表することが適当である。ただし、疑義の段階における事業者名の公表は避けるべきである。

なお、この事後検証については、卸電力取引市場設立当初に行われることとされているが、季節要因に加えて、その他不規則な変動要因も考慮した事後検証とする必要があるため、卸電力取引市場設立後2年程度実施することとする。

(3) 経済融通取引の廃止

今般の制度改革において創設される卸電力取引市場の一日前スポット市場については、小売自由化の進展の下で、事業者の電源開発に係る投資判断を支え、需給ミスマッチリスクの解消を図ることが期待されており、本制度改革において重要な役割を担うものである。

同市場での取引の活性化は、経済融通取引を縮小傾向とすることが予想され、その存在意義を薄れさせるものと考えられる。よって、一日前スポット市場の取引量を十分に確保し、またその価格指標性を高める観点からも、同市場の設立に伴い、経済融通取引

は廃止されることが適当である。

(4)火力全面入札制度の廃止

平成12年度より導入された火力全面入札制度については、電気事業分科会報告に記載されているとおり、卸電力取引市場の整備により、その必要性が薄れるため、見直した結果、制度を廃止したことから、適切な省令改正を行うことが適当である。

3. 自由化範囲拡大に伴う制度設計

電気事業分科会報告を受け、平成16年4月からは、現行制度を基本とした暫定的な位置付けとして、高圧500kW以上の需要家を対象に自由化範囲を拡大するとともに、平成17年4月からは、先の通常国会で成立した改正電気事業法の施行に併せ、すべての高圧需要家を対象に自由化範囲を拡大する。

このうち、平成16年度中は、高圧需要家の中に規制対象高圧需要家（50kW以上500kW未満）と自由化対象高圧需要家（500kW以上）が混在することになるという状況を踏まえ、自由化対象の高圧需要家が供給者に関する実質的な選択肢を持ち得るために、高圧需要家が自ら自由化対象需要に該当するかどうかの判断を容易に行うことができ、また、自由化対象となった高圧需要家が自己責任の下で供給者を選択できるように、現行制度を基本としつつ、制度面での環境整備を行うことが必要である。

(1) 「500kW以上」の判定基準について

自由化対象範囲は、現行においては、「需要家が受電する電圧」及び「需要家の使用する電気の規模」によって定義されている。平成16年4月以降及び平成17年4月以降の自由化対象範囲についても、現行と同様の考え方で定義することとする。このうち、「需要家が受電する電圧」に関しては、平成16年4月以降高圧以上となるため、以下では「需要家の使用する電気の規模」に関して整理する。

現行制度における判定基準

現行の自由化対象需要は、省令（電気事業法施行規則）において、「一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として2千キロワット以上の者の需要」と定義されている。

ここで、使用最大電力とは、「一の需要場所」における需要家の総需要規模（契約電力とは異なる）をいい、自家用発電設備を有する場合は、その能力を併せ考えたもの、と解釈されている。

平成16年4月から平成17年3月末までの自由化範囲拡大に対応した判定基準

平成16年4月から高圧500kW以上が自由化対象需要になるが、平成16年度中は、高圧電線路で受電している需要家群の中に、自由化対象需要（500kW以上）と規制対象需要（50kW以上500kW未満）が混在することになるため、自由化対象需要をより客観的かつ容易に確定できるようにする必要がある。

そこで、自由化対象需要の判定等に当たっては、以下のとおり取り扱うこととする。

- (a) 現行の「一の需要場所における使用最大電力」を基準に判定するのではなく、「一の需要場所における一般電気事業者との最大契約電力」を基準に判定する。この場合、一の需要場所において複数の需給契約を締結している需要家については、「常時供給に係る契約電力+それ以外の契約電力」を基準に判定する。
- (b) 自由化対象需要の判定に係る複雑な取扱いを回避するため、同期間において、ある

一の需要場所において自由化対象需要と判定された需要家は、その後の契約電力の変更にかかわらず当該一の需要場所においては自由化対象需要として扱う。

(c) 接続供給の契約電力の決定方式については、小売契約との整合等を踏まえたものとする。

平成17年4月以降の自由化範囲拡大に対応した判定基準

平成17年4月以降は、すべての高圧需要家(50kW以上)が自由化対象需要になるが、「50kW以上」に該当するかどうかの判定基準についても、上記と同様のものとする。

(2) 「500kW以上」の自由化範囲の周知方法等について

平成16年度中は、高圧需要家の中に自由化対象需要家と規制対象需要家が混在することになるため、平成16年4月に先立ち、新たに自由化対象となる需要家(500kW以上の高圧需要家)に対し、需要家の実質的な選択肢拡大を確保する観点から、行政及び一般電気事業者において、何らかの周知活動を行うことが必要である。

行政の取組

例えば、行政の取組としては、以下のようなことを実施することが適当である。

- 政府広報等のPR手法を活用し、広く一般へ周知。
- 資源エネルギー庁のホームページを利用し、需要家に供給者の具体的な選択肢について紹介するため、特定規模電気事業者を営む者(以下「特定規模電気事業者等」という)のリストを掲載したページを作成。

一般電気事業者の取組

例えば、一般電気事業者においても、以下のような取組を実施することが適当である。

- 高圧需要家を対象に、平成16年4月以降の自由化範囲拡大についての請求書・チラシ等への記載や、各社のホームページ等からの情報提供。
- 需要家の了解を得た特定規模電気事業者等からの問い合わせに対し、当該需要家が自由化対象であるかどうかを伝えるなど、一般電気事業者から特定規模電気事業者等に対し、自由化対象需要家であるかどうかの判定に係る情報を提供。

なお、すべての高圧需要家が自由化対象需要になる、平成17年4月時点で、自由化対象需要家数は、全国で約75万件になることから、需要家の実質的な選択肢拡大の観点から、平成17年4月の自由化範囲拡大に先立ち、上述した周知活動と同様のことを行うことが望ましい。

(3) 需要場所の考え方について

現行制度における需要場所の考え方

現行制度における自由化対象需要に係る需要場所の考え方は、以下のとおり。

- 一の建物内
- さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内
- 隣接する複数の上記に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの（いわゆる共同受電）

平成16年4月以降の需要場所の考え方

需要場所の基本的な考え方については、引き続き現行どおりとする。ただし、高圧需要への自由化対象拡大に伴い、典型的な一の建物又は一の構内に該当しないケースも一つの需要単位として生じ、既にそれらの需要単位に対しては一般電気事業者が個別に契約しているという状況にもかんがみれば、配電設備形成の効率性を勘案しつつ、需要家の実質的な選択肢拡大及び需給契約における需要家の地位の安定性確保の観点から、こうした需要単位も一の需要場所として取り扱う。

（例）典型的な「一の建物」又は「一の構内」に該当しないケース

- 集合住宅における共用部分
- 公衆街路灯

なお、これらの需要場所については、新たな自由化対象需要として需要家が認識することが極めて困難であるため、行政及び一般電気事業者において、これらの需要場所における需要が高圧需要である場合には、こうした需要場所の需要家に対しても自由化範囲拡大について周知することが必要である。

(4) 自由化範囲拡大に伴う経過措置について

新しく自由化対象需要となる高圧需要家の既需給契約の扱い

自由化範囲拡大により自由化対象となった需要家に対しては、需給契約における需要家の地位の安定性確保や契約の継続性の観点から、需要家又は一般電気事業者から特段の意思表示の無い限り、自由化範囲拡大以前の一般電気事業者との間の需給契約内容が継続されることとする。

平成16年度分の託送収支及び部門別収支の扱い

- (a) 現在、一般電気事業者が自主的に作成・公表する託送収支及び省令に基づき作成する部門別収支計算書の平成16年度の取扱いについては、平成17年4月以降自由化対象需要の範囲が高圧電線路で受電しているすべての需要家に拡大されることにかんがみ、平成17年4月施行の改正電気事業法の枠組みに移行するまでの過渡的な位置付けとしての取扱いが必要である。
- (b) 託送収支については、平成17年度以降、改正電気事業法の規定に基づき、送配電部門全体の収支を作成し公表することになっており、平成16年度についても、送配電部門の公平性・透明性確保の観点から、送配電部門全体の収支について一般電気事業者が作成し公表することが望ましい。しかしながら、現行では自由化対象需要に係

る託送収支のみ作成していること、送配電部門全体の収支を整理するルールが整備されていないことから特別高圧需要とすべての高圧需要の合計の託送収支を作成することとする。

- (c) 部門別収支については、規制対象需要家への悪影響防止の観点から導入されたものであり、本来であれば平成16年度は契約電力500kW以上が自由化対象需要となることから、500kWで区分し部門別収支を作成することが望ましいが、そのような方法をとった場合、部門別収支が実際に行政に提出されるのは、高圧50kW以上が自由化範囲となる平成17年4月以降となり、500kWで区分した部門別収支のチェックのタイミングと実際の規制対象需要・自由化対象需要の区分との間にずれが生じることになる。部門別収支のチェックは部門別収支の整理が行われた時点における規制対象需要家への悪影響防止の観点から行うことを目的としていることから、平成17年度以降の区分との連続性を考慮して、平成16年度も特別高圧需要とすべての高圧需要の合計を自由化部門と整理した部門別収支を作成することとする。

(5) 算定方式の見直し

背景

我が国電力のコストを中長期的に低減する基盤の確立を図るため、平成12年から特別高圧需要を対象にした小売分野の部分自由化が導入されたところである。この部分自由化の導入に当たっては、それまでの電気事業制度が一般電気事業者による電力小売供給の地域独占を前提として構築されていたことに対し、一般電気事業者の送電ネットワークを介した小売の部分自由化を前提として、発電、送電といった各分野ごとの特性に応じた制度設計や、競争を通じてもたらされる一般電気事業者の経営効率化の成果が規制需要家にも速やかに反映される制度設計等が行われた。このうち、送電ネットワークの利用に関しては、新たに託送制度が導入され、託送コストの公正回収原則及び事業者間公平の原則に沿った託送料金算定等のルールが明確化された。

また、今回の制度設計においては、小売部分自由化の進展に対応して、送電ネットワークのみならず、これまで一般電気事業者が専ら利用してきた高圧配電設備についても、多数の事業者がこれを利用することになるため、一般電気事業者の送配電部門の透明性・公平性確保の要請が更に高まることになる。また、発電分野においては卸電力取引市場が整備されることになる。

こうした一連の制度改革の流れを踏まえ、平成16年4月からの高圧500kW以上の自由化範囲拡大に当たり、託送料金等の算定方法についても、発電、送配電といった部門ごとの特性に応じ、かつ、近年の電気の使用形態の変化等にも対応した、より合理的な原価配分を行うことが求められている。その際、需要家選択肢拡大、新規参入の促進及びその効果としての規制需要家向け料金低減という観点から、託送料金の低減が求められていることを踏まえつつ、こうした要請にも応えるものとする必要がある。その一方で、現在の小売部分自由化においては、規制需要家への悪影響防止の観点から、自由化部門と規制部門との間の内部相互補助防止を図ることが求められており、より合理的な原価配分を行うに当たり、こうした視点も考慮しておくことが必要である。

以上を踏まえ、今回、託送料金等の算定方式に関しては、平成12年の小売部分自由化に当たり送電ネットワークコストを特定するために導入されたABC会計の考え方を維持しつつ、個別原価配分ルールについて、一連の制度改革の流れ等を踏まえ、以下のとおり見直すことが必要である。

見直し案

(a) 需要種別区分の変更

- 低圧需要と電灯需要については、各需要種別への電力供給に使用する供給設備に差異がないこと、また、近年の電気の使用形態の変化等を踏まえ、これを一本化する。
- 発電費用の需要種別区分については、自由化部門と規制部門との間の内部相互補助防止の観点から区分する必要があるが、卸電力取引市場が整備されることも踏まえると自由化部門の中の発電費用を区分する必要性に乏しいことから、特別高圧需要と高圧需要を一本化する。

(b) 配分指標の変更

- 高圧配電費を各需要種別に配分する際の指標については、配電設備が個々の需要家の契約電力に応じて設備形成されること、また、平成16年4月からの高圧500kW以上の自由化範囲拡大に伴い、高圧配電設備もネットワークの費用として整理することになることから、現行の個別最大電力から契約電力に変更する。

ただし、平成16年4月の高圧500kW以上の自由化範囲拡大の際に高圧託送料金を算定するに当たって、当該見直し案に基づき託送料金等を算定した結果、需要種別原価に影響があるとしても、現行の料金水準のまま据え置くことが適当である。

(6) 沖縄における自由化範囲拡大における措置

沖縄においては、平成16年4月より、特別高圧需要（原則2000kW以上）まで小売自由化範囲が拡大されることとなるが、自由化範囲が他の地域と異なることから、託送料金、インバランス料金の設定等については個別に検討を行うこととする。

4. 同時同量制度についての検討

電気事業分科会報告を受け、平成17年4月からのすべての高圧需要家への小売自由化範囲の拡大に対応した、安定供給確保のための系統利用者と系統運用者間の適切な役割分担方法の整備という観点から、変動範囲、インバランス料金を始めとする同時同量に係る系統利用制度の見直しについて、実際に機能し得るよう詳細な検討を行った。

具体的には、(1)インバランス料金制度について、公正かつ透明な制度となるよう考え方を整理し、(2)効率的に系統安定を達成するための、特定規模電気事業者等の同時同量の達成に資する需要家データへのアクセスに係る措置を整備し、(3)500kW未満への自由化範囲拡大に対応するための社会的コストを勘案した小口の需要予測の困難性を克服する代替案あるいはプロファイリングを制度的に整備していくことが求められており、これらの問題についての検討を行った。

(1) 系統利用に関する基本的ルール ～変動範囲とインバランス料金～

現行のインバランス料金の算定方法

現行では、変動範囲内発電料金(いわゆる3%のしわに対応したインバランス料金)及び事故時発電料金(事故時に対応したインバランス料金)の算定方法について、省令(接続供給約款料金算定規則)に規定されている。具体的には以下のとおり。

(a) 原価について

一般電気事業者の総発電原価等(ただし、アンシラリーサービスに供する原価を除く。)から、特定規模需要に対応する費用を抽出。

(b) 料金設定について

上記の原価を基に、発電状況の差異を勘案した基準により、変動範囲内発電料金及び事故時発電料金を設定。

インバランス料金等についての措置案

現行のインバランス料金の算定方法は、小売自由化範囲が特別高圧需要に限定されていることを前提とした方法であるため、平成17年4月以降、すべての高圧需要に小売自由化範囲が拡大されることを踏まえれば、新しいインバランス料金の算定方法は、こうした事情も踏まえた方法とすることが必要である。

本来、インバランス供給は電源側において供給事業者に卸的に供給するものであることに加え、インバランス料金の負担については、高圧需要まで自由化されることを踏まえると、配電におけるロス等をも勘案した公平な負担とすることが必要となる。そこで、新しいインバランス料金の算定方法については、発電原価を特定規模需要に限定せず、総発電原価等(ただし、アンシラリーサービスに供する原価を除く。)とし、料金設定に当たっては、この発電原価を固定費及び可変費に配分し、固定費・可変費のそれぞれに対して送電端の最大電力及び電力量(注)を基に計算することが適当である。

(注)送電端の最大電力及び電力量：発電所において発生した電力及び電力量から、その発電所内の補助機や所内用電灯などに使われる電力及び電力量を差し引いた、実際に送り出される電力及び電力量のこと。

なお、特定規模電気事業者等の中で相互補完によりインバランスを最小化する等の観点からは、特定規模電気事業者等の中でインバランスを相互に調整しやすい仕組みを整備することが適当である。

このような観点から以下のようなインバランス料金とすることが適当である。

(a) 3%以内インバランス料金(単純従量制)

- (総電源固定費 + 総電源可変費) を送電端電力量 (kWh) により除することにより求められた料金(平均電源費)に3%以内における負荷変動対応電力量(kWh)を乗ずることにより課金する。

(b) 3%超過変動範囲内インバランス料金(2部料金制)

- 基本料金は総電源固定費を送電端最大電力(kW)により除した値に、適正な固定費回収率を加味した値として求め、各特定規模電気事業者等が選択した変動幅に応じて課金する。

(例)例えば、5%を選択した場合、 $5 - 3 = 2\%$ が課金対象となる。

- 従量料金は基本料金により回収しない固定費を、送電端最大電力(kW)にインバランス対応の稼働時間を乗じた値で除した値に、総電源可変費を送電端電力量(kWh)で除した値を加えることにより求め、これに3%を超える負荷変動対応電力量(kWh)を乗ずることにより課金する。

(c) 変動範囲外(単純従量料金)

- 総電源固定費を送電端最大電力(kW)及び変動範囲外の使用実態を勘案した稼働時間で除した値と総電源可変費を送電端電力量(kWh)で除した値との合計値を季節別時間帯別に展開した値により料金を求め、これに選択した変動幅を超過した電力量(kWh)を乗ずることにより課金する。

(d) 代表契約者制度の改善

- 特定規模電気事業を行う中で発生するインバランスについては、1託送契約において複数の特定規模電気事業者等の中で相互補完により30分ごとのインバランスの量を合成し、負担を軽減することを可能とする代表契約者制度を充実することが望ましい。現在の託送契約における代表契約者方式により託送契約を結ぶことが可能であるが、実際には参加している電気事業者の個別需要家データが代表契約者以外に対しても相互に明らかになってしまう問題があり、現実的には実現しにくい状況にあるので、託送約款の運用、託送契約においてこのような点を改善するような対応を行うことが適当である。

平成16年度のインバランス料金について

上述したインバランス料金等についての措置案は、平成17年4月の改正電気事業法の施行に併せて導入すべきであるが、平成16年度中については、現行制度を基本とし

た暫定的な位置付けとしての自由化範囲拡大であることから、この期間におけるインバランス料金については、3%の負荷変動及び事故時に対応した現行制度を基本とすることが適当である。

この場合、高圧需要への接続供給に伴い発生するインバランスに適用される料金については、そもそもインバランス供給が電源側において供給事業者に卸的に供給するものであるが、平成17年4月には、上記に基づいた新しいインバランス料金体系になることにかんがみれば、暫定的な措置として、現在、特別高圧需要への接続供給に伴い発生するインバランスに適用される料金を基に設定することが適当である。

(2) 需要家データへのアクセス

詳細制度設計における論点

(a) 現状

特定規模電気事業者等の同時同量達成への取組は、一般電気事業者の計測器から電力使用量に関するパルスデータの提供を受け、自前でパルス変換器及びデータ転送装置からなる独自の電力使用量データ通信機器を整備して、さらにデータ転送のために必要となる通信費用も自ら負担し同時同量の監視を行っている。他方、一般電気事業者は、特別高圧需要家については、基本的にリアルタイムで負荷をモニターする設備を有しており、高圧以下の需要家についても、自動検針のための通信線が敷設されている場合がある。

(b) 現状の問題点

• 同時同量監視に必要な投資

上記(a)のとおり、一般電気事業者は接続供給料金等の算定用、需要監視用のデータを独自の通信設備を介して集める一方で、特定規模電気事業者等はその需要監視のために別の設備・方法により類似のデータをそれぞれ集めていることから、社会的にはどちらか一方で足りるはずであり、情報セキュリティを確保しつつも両者を一本化することによる効率化の余地が存在するとの指摘がある。

• 規模の小さな需要家の増加に伴う負担増

特定規模電気事業者等が実施している需要監視については、相応のコストが発生しており、今後自由化対象範囲が高圧需要家まで拡大された際には、使用規模の小さな需要家が増加し、需要監視コストに見合わなくなり、その結果、特定規模電気事業者等が新たな自由化対象需要に参入することが困難となり、需要家の実質的な選択肢の確保が難しくなるとの指摘もある。また、系統利用者と系統運用者間の適切な役割分担という観点からも、同時同量システムにおける系統利用者と系統運用者間のバランスのとれた負担を考えなければならない。

需要家データの提供についての措置案

需要家の実質的な選択肢を確保し、系統利用者と系統運用者間の適切な役割分担を図り、特定規模電気事業者等の同時同量を可能な限り社会的コストを低減させる方法で達

成させる観点から、以下の措置を講じることとする。

(a) 一般電気事業者による過去実績データの提供

一般電気事業者は、需要家の了承を得た特定規模電気事業者等に対して需要予測に資する当該需要家の過去実績データを提供する。

(b) 同時同量達成に寄与するためのデータの利用環境の整備

一般電気事業者が、自動検針システム又はそれに代わるより簡易な方法(例えば、携帯電話やPHS等を活用した簡易な通信機能付の需要家側端末設備を利用した需要家データの収集システム)によって、現時点では、30分値データ(当該特定規模電気事業者等の需要家データに限る。)を、情報セキュリティを確保し、適切に処理した上、同時同量達成に寄与するために合理的な間隔(30分程度(注))で特定規模電気事業者等に提供することが適当である。特定規模電気事業者等は、これらのデータを入手し、自社の同時同量システムと接続する。この際、需要家からそれぞれのデータを収集するまでは、システムのインフラと考えられることから、一般電気事業者の送配電部門がそれに係るコストを負担し、託送料金として回収することが適当である。一方で、一般電気事業者のシステムに特定規模電気事業者等がアクセスし、情報の提供を受けるのに必要なコストは、特定規模電気事業者等が負担することが適当である。

(注) 技術的、コスト的な条件により、変動することもある。

措置の時期

上記のシステムの導入に1年程度の検討・準備期間を要することから、平成17年4月からの実施に向けて、この環境が整備されることが適当である。

(3) プロファイリングの適用

詳細制度設計における論点

需要家のパルスデータの提供のみという現行の特別高圧向け自由化においてなされている措置だけでは、自由化範囲が高圧500kW未満にも拡大する中では、コスト的に小口の需要予測の困難性が克服されない可能性があると考えられることから、電気事業分科会報告において、かかる困難性を克服する代替案がない場合は、プロファイリングも選択可能とするとされている。

適切な措置案についての検討

特定規模電気事業者等にとって、小口の需要予測の困難性を克服する方法としては、サンプルデータを基に、グループごとに需要カーブの「型」を予め作成し、それに基づき発電を行う「プロファイリング」という措置、又は需要家の需要データを低コストで提供できかつ同時同量の達成に資する措置のいずれかが必要となるが、後者については、前記(2)(b)「同時同量達成に寄与するためのデータの利用環境の整備」に記載した措置(以下「新同時同量支援システムの導入」)が考えられる。

プロファイリングについては、海外において一定規模以下の小口の需要家に対しては行

われている事例があり、設備投資などのハードウェア導入のコストがかからないというメリットがある一方、需要家の規模という観点から、海外の事例でも、50kW以上500kW未満の範囲の需要家について必ずしもプロファイリングが採用されておらず、より小口の需要家向けに行われていることが多い。また、新同時同量支援システムの導入を選択する場合、500kW以上と同じシステムとなること及び遠隔検針システムとの共通インフラになり得ることからコストの抑制が可能と考えられる。これらのことも考慮しつつ、電気事業分科会報告で示されている「自由化対象となる需要家の拡大に対応しつつ、安定供給確保のための系統利用者と系統運用者間の適切な役割分担を整理する」という観点から総合的に考えた場合、高圧の需要家については、プロファイリングによらず、新同時同量支援システムの導入を行うことが適当である。

措置の時期

平成17年4月からの実施に向けて、新同時同量支援システムの導入が行われることが適当である。

今後検討すべき課題と検討の方向性

1. 中立機関ルールとして定めるべきルール

設備形成ルール、系統アクセスルール、系統運用ルール、情報開示ルールの各内容については、来年1月以降の市場環境整備ワーキンググループにおいて議論を行う予定である。なお、連系線等の空容量算定公開ルール、とりわけ、送電容量の確保についての考え方については、卸電力取引市場の設計とも密接に関係することから、同ワーキンググループでの中立機関ルール一般の検討に先立って、取り扱うこととする。

2. 卸電力取引市場に適用されるルール

卸電力取引市場は現物取引の場であることから、連系線をまたぐ取引については連系線占有の問題について考察が必要となる。連系線をまたがない取引については、連系線占有は取引を制限する理由とはならない。他方で、連系線をまたぐ取引については、参加資格や取引量の制限に関する卸電力取引市場のルールというよりはむしろ連系線容量の確保ルールという観点から中立機関ルールとして整理検討されるべきものである。

したがって、中立機関における相対取引を含めた送電線運用・混雑管理に係るルール策定作業と連携しつつ当該ルールと整合する方向で検討されるべきである。スポット市場については、連系線容量の確保とは関係ないものであり、できる限り自由な取引とすべきである。

参加資格や取引の管理に係るルールについては、発電事業者を含むすべての参加者の売買及び転売が自由に行われることを基本としつつ、上記の点及び詳細設計案記載の点を踏まえ、関係事業者において、早急に整理検討した上で、今回説明を受けた他の今後の主要な検討課題と併せて、年内を目途に市場環境整備ワーキンググループに対して再度説明することを求め、同ワーキンググループにおいて検討することとする。

3. 電源線に関する系統利用料金上の取扱いについての見直しに伴う検討事項

(1) 特定負担化を図るべき「電源線」の範囲

特定負担化を行う「電源線の範囲」については、相当程度客観的に判定できることが必要であることから、その範囲について、外形的に判定可能な一定のルールを検討する。

(2) 今回の検討に際しての配慮事項についての措置

電気事業分科会報告において、今回の検討に際しての配慮事項として、現行制度を前提にして既にビジネスを検討している事業者に対する影響及び電気事業への参入に対して強く抑制的に作用する可能性という2点が挙げられており、これらの配慮事項を踏まえた措置を検討する。

等

4. 振替供給制度見直しに伴う検討事項

(1) 事業者間精算ルールの検討

振替供給料金の廃止に伴い生じる地域的な負担の増減を排除するために、予め定めたルールに基づき事業者間で必要な精算を行うこととされており、このルールに関して、事業者間精算の託送料金算定上の扱いも含め、具体的な検討を行う。

(2) 遠隔地電源立地による設備増強コストの負担の在り方

遠隔地の電源立地により連系線等の送電設備の増強が必要となる場合には、当該設備増強コストの相当部分を原因者（遠隔電源の設置者）に求めることを基本としつつ、個別に設備増強に伴う受益と負担の関係を踏まえた費用負担の在り方が公平・公正・透明なプロセスの中で決定されることと整理されており、この整理に沿って検討を行う。

等

5. 託送制度等に関する検討

(1) 託送料金の事前公表に関する検討

系統利用者間の公平性を確保する観点から、託送供給約款の事前届出及び公表のタイミングについて、現行規定の見直しも含め、具体的な検討を行う。

(2) 託送約款変更命令を発動するための基準の検討

系統利用料金低減のための機動性と予見可能性を確保する観点から、系統利用料金規制については現行の届出制を維持しつつ、行政による変更命令発動基準をより明確化することとされており、かかる観点から、託送供給約款の変更命令発動基準について、需要種別の託送料金の妥当性のチェック等様々な視点も踏まえつつ、より一層の明確化に向けた検討を行う。

(3) 卸電力取引市場が設立される状況に対応した系統利用制度の見直しの検討

卸取引市場における取引にも対応した系統利用制度とする観点から、スポット市場での電源調達等に対応するための容量確保要件の見直しや、電源変更など市場取引に柔軟に対応し得るような託送供給約款の整備に向けた検討を行う。

(4) 特定規模電気事業者の自営線設置についての補給電力の在り方等の検討

今般の電気事業法の改正により、分散型電源からの自営線の敷設については、届出事業として位置付けたところであるが、こうした分散型電源は実際には一般電気事業者のネットワークに接続されていることが考えられるため、自営線設置に伴う補給電力の在り方等ネットワークへの接続に関して想定される諸課題について検討する。

等

6. 会計分離（送配電部門の会計整理）に関する検討

託送等の業務により送配電部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視する観点から、送配電部門の託送等の業務に関して作成すべき具体的な資料、公表方法等について検討を行う。

(1) 作成すべき資料の範囲及び具体的な作成方法

電気事業分科会報告において明記されている作成すべき書類の範囲は、営業損益ベースでの収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表等となっている。

(2) 具体的な公表方法及び公表内容

等